

郵送による写しの交付の手続について

平成28年2月8日付で受理しました公文書開示請求（No.33）について、決定通知書を送付します。

開示する公文書については、写しの交付の費用として、1枚につき10円の費用が必要です。今回の件で開示する公文書の枚数は1枚ですので、写しの交付の費用は10円となります。

また、写しの交付の費用のほか82円分の郵便切手が必要となります。

つきましては、現金10円（つり銭のないようにお願いします。）及び郵便切手82円分を、

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部 総務部文書課 情報公関係

に送付してください。

写しの交付の費用が到着した後、開示する公文書の写しを郵送します。

- ※ 納付いただいた費用等の返金には応じられません。
- ※ 送付しました決定通知書を返送する必要はありません。
- ※ 送付ではなく、窓口での開示を希望される場合、また、不明な点があるときは、下記連絡先まで受付時間内にご連絡ください。

【連絡先】

埼玉県警察本部 総務部文書課 情報公関係

電話048-832-0110 内線2544

【受付時間】

月～金曜日の平日

午前8時30分から正午まで

午後1時から午後5時まで

公文書部分開示決定通知書

文 情 第 163 号

平成 28 年 2 月 15 日

新山接骨院

院長 新山 哲雄 様

埼玉県警察本部長 印

平成 28 年 2 月 8 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開 示 す る 公 文 書 の 名 称	平成28年1月29日付け交捜第99号「交通事故事件に係る診断書、 証明書等の適切な取扱いについて (通知)」 ただし、「開示しない情報及びその理由」欄で指定する部分を除く。
開 示 の 日 時	写しの交付に係る費用の納付を確認後発送
開 示 の 場 所	
求めることができる 開示の実施の方法等	写しの交付 (送付)
開示しない情報及び その理由	(情報) 担当者の内線番号 (理由) 職員個人に割り当てられた警察電話の内線番号は、個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができるもので あり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。 また、当該内線電話の番号を公にすると、警察の通常業務に 必要な連絡や突発事案への対応等に著しく支障を来すおそれ があり、埼玉県情報公開条例第10条第5号に該当するため。
担 当 所 属	総務部文書課 電話番号 048-832-0110 (内線 2544)
備 考	No.33

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当
所属まで連絡してください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、
この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができな
くなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場
合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以
内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼
玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求
に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この
処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算
して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。